

令和5年度福祉のまちづくり推進援助事業について

《 目 的 》

北名古屋市の地域に根ざした福祉活動を行う団体の発展と共同募金への理解の拡大を目的としています。

《 助成対象 》

市内在住の会員が5名以上の非営利団体が、地域福祉の推進を目的とし、市内において、地域(住民)に対して行う事業。

- ※ 事業の実施時期は、令和5年4月1日～令和6年3月31日までとします。
- ※ サロン活動など地域の方に集まっていたいただき実施する事業の場合は、地域の方の参加人数が申請団体の参加人数よりも多いことが条件となります。
- ※ 対象の除外
 - ・社協から他の助成を受けている団体、法人格を持つ団体、活動が宗教・政治に関する団体
 - ・営利目的の事業、申請団体の会員の互助、またはそれに類する目的の事業

《 助成内容 》

1事業あたり5万円を上限に助成をします。

※ 事業に係る経費のうち、飲食以外の経費は100%助成対象となりますが、飲食の経費については、50%以内(千円未満切捨)となります。

※ 同一団体が行う同一事業については、3回目以降は助成対象経費が1/2となります。

《 申請(募集)期間 》

令和5年4月3日(月)～5月8日(月)

- ※ 期間外の申請は受付ができませんので、ご了承ください。
- ※ 申請書は、社協本所及び総合福祉センターもえの丘で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。

《 申請から助成までの流れ 》

- 1 助成金審査申請書にて社協で書類審査を行います。（5月中旬予定）
- 2 審査後、決定通知を送付いたします。（5月下旬予定）
- 3 助成額が決まり次第、助成金を交付します。

※ 助成決定後、団体の活動をPRしたい団体は、本会のYouTubeにて動画を投稿することができます！
動画撮影の協力を行いますのでお気軽にお問い合わせください。

○ 公開プレゼンテーション（第二次審査）は、令和5年度から廃止となりました。

《 実績報告書の提出 》

助成を受けた団体は、事業終了後、速やかに所定の「実績報告書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて社協へ提出していただきます。

《 問い合わせ先 》

北名古屋市社会福祉協議会

住 所：北名古屋市西之保藤塚93番地

電 話：0568-25-8500

FAX：0568-25-1911

メール：fukushi@kitanagoya-shakyo.jp